

「いきいき高齢者プランまいばら（案）」についての各課照会（R2.12/22～R3.1/13）に対して提出された庁内意見とその意見等に対する考え方および検討結果について

追加資料

No.	頁	提出された意見等の内容	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
1	107	<p>第6章 重点的な取組</p> <p>給付費の適正化については、第7章のP143～に記述いただいておりますが、第6章の重点的な取組にも位置付け、給付費の抑制に取組む姿勢が見えるようにすべきと考えます。</p> <p>介護保険事業の持続的な運営のために、運営状況について定期的または随時において、被保険者に情報共有を図る旨を基本方針または基本計画に追記できないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>給付費の抑制を重点事項に記載することにより、サービスを受けなければならない方が介護サービス利用を控えて、適切な介護サービスにつなげられずに状態を悪化させる恐れがあります。</p> <p>したがって、給付費の適正化は第7章に記載する施策の取組・事業のとおりとします。</p>
2	111	<p>ヤングケアラーが社会問題になりつつあり、国では実態調査がされるようです。市の計画にも課題として明記され、対策が必要と考えられますので、必ず対応をお願いします。</p>	<p>包括的な相談・支援体制の充実に、地域の福祉課題のひとつとして、ヤングケアラーを追記します。</p>	<p>重層的支援体制整備事業を取組むことにより、複合化・複雑化した課題にも適切に対応できよう取組みます。</p>
3	149	<p>米原市成年後見制度利用促進計画(案)</p> <p>この計画について、本編と同時に策定する理由付けやその説明を、どこかに明記しておいてください。また、7章の次に示してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>基本計画における、各施策の「成年後見制度の利用促進」の記載内容を修正します。</p> <p>また、米原市成年後見制度利用促進計画を第8章に章立てします。</p>	
4	175	<p>所得段階別保険料の設定</p> <p>平成30年度税制改正により、令和2年分の所得税から給与所得控除額および公的年金等控除額が一律10万円引き下げとなり、令和3年度住民税から非課税となる所得金額が、10万円引き上げられました（現行28万円⇒改正後38万円（同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合））。</p> <p>このことにより、所得段階別保険料の第6、第7段階の合計所得金額の見直しが必要と思われます。</p> <p>また、第7期と段階別所得金額の設定が同じであるため、今回の税制改正による影響が、基準額に対する割合や、保険料に加味されていないのであれば、介護保険料の負担増となるため、全ての設定区分の検討が必要でないかと思われます。</p>	<p>ご指摘のとおり、税制改正に対応した所得段階設定に見直します。</p>	<p>税制改正により、現状（第7期）どおりの所得区分を設定する場合、介護保険料の負担増につながるため、第6段階および第7段階の控除額を引上げ、第7期の合計所得金額に一律10万円を加えた額とします。</p> <p>また、合わせて、第8段階、第9段階、第10段階についても、同様の見直しを行います。</p>

No.	頁	提出された意見等の内容	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
5	163- 170 173	<p>介護保険料の見直しについては、庁内意見の募集時点では調整されており、基本的には本計画も見直し後の金額に合わせるべきではないかと思っています。</p> <p>対外的な説明で整合性を保つべきと考えますので全体的な最終確認をお願いします。</p>	<p>サービス量の見込みについて、次のとおり見直しを行います。</p> <p>①介護給付費適正化事業により、介護給付費の伸びを見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・重症化予防による早期発見・早期対応 ・要介護認定・ケアプラン等の適正化 <p>②「認定者数」は、将来推計で現在の推移から算出した要介護認定率やサービス利用率の傾向をもとに、その傾向が将来に渡って続く前提で推計を行います。近年、全国ベースでは年齢階級別の要介護認定率に減少傾向が見られることなどを踏まえて、サービス利用の伸びを見直します。</p> <p>③「介護老人福祉施設」および「介護老人保健施設」は、令和2年度からサービス利用者数が一定と仮定して算出します。</p> <p>また、第1号被保険者の保険料算定について、保険料に算入すべき基金等の精査を行います。</p> <p>さらに財政調整追加交付見込み（令和2年度）、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（令和2年度）、保険者機能強化推進交付金の交付見込額（令和3年度～5年度）、保険者努力支援交付金の交付見込額（令和3年度～5年度）を加えて算定を行います。</p>	<p>サービス見込み量の精査を行い、介護給付費を見直します。</p> <p>令和2年度給付費見込みから財政調整追加交付見込み額の精査、令和3年度以降の保険者機能強化推進交付金等の取組による交付金を保険料に算入します。</p>

第8期介護保険料

所得段階の設定

第1号被保険者の介護保険料は、本人および世帯の市民税の課税状況や所得の状況をもとに、負担能力に応じ、13段階の所得段階に区分し、所得段階ごとに定額の保険料として設定します。なお、国の基準所得段階と市民税の改正に伴う所得基準額の見直しと、第12・13段階の率を見直しを行っています。

(参考) 国の基準	現行保険料(平成30年度～令和2年度)					新規保険料(令和3年度～令和5年度)					令和3年度 (推計人口) (人)	比率
	所得段階	対象者	率	月額(円)	年額(円)	所得段階	対象者	率	月額(円)	年額(円)		
第1段階 0.5 軽減後 0.3	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人	0.50	2,950	35,400	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人	0.50	3,400	40,800	1,190	10.5%
		または世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	軽減後 (R2) 0.30	1,770	21,240		軽減後 0.30	2,040	24,480			
第2段階 0.75 軽減後 0.5	第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.70	4,130	49,560	第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.70	4,760	57,120	900	7.9%
			軽減後 (R2) 0.50	2,950	35,400		軽減後 0.50	3,400	40,800			
第3段階 0.75 軽減後 0.3	第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	4,430	53,160	第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	5,100	61,200	779	6.9%
			軽減後 (R2) 0.70	4,130	49,560		軽減後 0.70	4,760	57,120			
第4段階 0.9	第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,310	63,720	第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	6,120	73,440	1,375	12.1%
第5段階 1.0	第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,900	70,800	第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	6,790	81,480	2,318	20.4%
第6段階 1.2	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円未満の人	1.15	6,790	81,480	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 45 万円未満の人	1.15	7,810	93,720	194	1.7%
	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円以上120万円未満の人	1.20	7,080	84,960	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 45 万円以上120万円未満の人	1.20	8,150	97,800	2,013	17.7%
第7段階 1.3	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	7,670	92,040	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上 210 万円未満の人	1.30	8,830	105,960	1,537	13.5%
第8段階 1.5	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	1.50	8,850	106,200	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 210 万円以上 260 万円未満の人	1.50	10,190	122,280	385	3.4%
	第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満の人	1.60	9,440	113,280	第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 260 万円以上 320 万円未満の人	1.60	10,870	130,440	219	1.9%
第9段階 1.7	第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.80	10,620	127,440	第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 320 万円以上500万円未満の人	1.80	12,230	146,760	312	2.7%
	第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.90	11,210	134,520	第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	2.10	14,260	171,120	70	0.6%
	第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	11,800	141,600	第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.20	14,940	179,280	73	0.6%

介護保険料見直し資料

追加資料 (No.5の補足) 1 枚目

総給付費		第5回運営協議会時点 (12/17)保険料7,250円		第8期計画(最終版) 保険料6,790円		【参考】対比表	
		回数または 人数	令和3~5 年度(千円)	回数または 人数	令和3~5 年度(千円)	回数または 人数	令和3~5 年度(千円)
介護予防サービス	介護予防訪問看護	465 回	25,174	482 回	26,287	17 回	1,113
	介護予防訪問リハビリテーション	440 回	15,298	408 回	14,295	▲ 32 回	▲ 1,003
	介護予防居宅療養管理指導	80 人	6,323	74 人	5,877	▲ 6 人	▲ 446
	介護予防通所リハビリテーション	129 人	57,948	125 人	55,916	▲ 4 人	▲ 2,032
	介護予防短期入所生活介護	3 人	2,117	3 人	2,132	0 人	15
	介護予防福祉用具貸与	390 人	24,401	373 人	23,434	▲ 17 人	▲ 967
	特定介護予防福祉用具購入費	6 人	1,824	6 人	1,824	0 人	0
	介護予防住宅改修	15 人	7,890	15 人	7,890	0 人	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	3 人	3,549	3 人	3,572	0 人	23
介護予防支援	介護予防支援	481 人	25,956	488 人	26,516	7 人	560
居宅サービス	訪問介護	28,390 回	964,020	27,025 回	923,557	▲ 1,365 回	▲ 40,463
	訪問入浴介護	649 回	95,154	630 回	93,111	▲ 18 回	▲ 2,043
	訪問看護	6,015 回	425,764	5,799 回	413,481	▲ 216 回	▲ 12,283
	訪問リハビリテーション	2,059 回	72,370	2,096 回	74,201	38 回	1,831
	居宅療養管理指導	892 人	69,755	882 人	69,424	▲ 10 人	▲ 331
	通所介護	16,917 回	1,687,715	17,005 回	1,705,161	88 回	17,446
	通所リハビリテーション	4,002 回	374,521	3,769 回	358,928	▲ 233 回	▲ 15,593
	短期入所生活介護	350 人	323,495	366 人	336,503	16 人	13,008
	短期入所療養介護(老健)	344 人	353,773	340 人	353,297	▲ 4 人	▲ 476
	福祉用具貸与	2,830 人	443,931	2,762 人	439,575	▲ 68 人	▲ 4,356
	特定福祉用具購入費	36 人	11,628	36 人	11,628	0 人	0
	住宅改修費	33 人	32,010	33 人	32,010	0 人	0
	特定施設入居者生活介護	50 人	113,959	45 人	104,444	▲ 5 人	▲ 9,515
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	9,591 回	1,035,968	8,613 回	932,532	▲ 978 回	▲ 103,436
	認知症対応型通所介護	840 回	110,995	830 回	110,543	▲ 10 回	▲ 452
	小規模多機能型居宅介護	243 人	625,989	232 人	605,930	▲ 11 人	▲ 20,059
	認知症対応型共同生活介護	162 人	509,202	162 人	512,521	0 人	3,319
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	87 人	289,797	87 人	291,684	0 人	1,887
	看護小規模多機能型居宅介護	69 人	180,917	61 人	161,975	▲ 8 人	▲ 18,942
施設サービス	介護老人福祉施設	770 人	2,490,733	702 人	2,285,308	▲ 68 人	▲ 205,425
	介護老人保健施設	462 人	1,586,373	438 人	1,511,285	▲ 24 人	▲ 75,088
	介護医療院	12 人	55,161	12 人	55,520	0 人	359
居宅介護支援	居宅介護支援	3,880 人	676,430	3,951 人	694,789	71 人	18,359
総給付費合計		12,700,140		12,245,150		▲ 454,990	
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)		241,558		241,558		0	
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)		236,726		236,726		0	
高額医療合算介護サービス費等給付額		17,195		17,195		0	
算定対象審査支払手数料		13,561		13,561		0	
標準給付費		13,209,181		12,754,191		▲ 454,990	

介護保険料見直し資料

区分		第5回運営協議会時点の 保険料7,250円	
		第8期合計(千円)	保険料 換算(月額)
標準給付費	…詳細は、「追加資料(No.5の補足)1枚目」を参照	A 13,209,181	
地域支援事業費		B 554,589	
第1号被保険者負担分相当額	$[(A + B) \times 23\%]$	C 3,165,667	7,456
調整交付金 相当額と交付見込額との差額		D ▲ 190,889	▲ 450
財政安定化基金償還金		E 99,700	235
準備基金の残高(前年度末の見込額)		F 0	0
財政調整追加交付見込み(令和2年度)		G 0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(令和2年度)		H 0	0
保険者機能強化推進交付金の交付見込額(令和3年度～5年度)		I 0	0
保険者努力支援交付金の交付見込額(令和3年度～5年度)		J 0	0
保険料収納必要額	$[C + D + E - F - G - H - I - J]$	K 3,074,478	7,241
保険料収納率		L 99.8%	14
弾力化した場合の保険料の基準額 年額	$[K \div L \div N]$	M 87,063	
弾力化した場合の保険料の基準額 月額	$[M \div 12月]$	7,255	7,255



パブリックコメント時の 保険料6,790円	
第8期合計(千円)	保険料 換算(月額)
12,754,191	
554,589	
3,061,019	7,192
▲ 184,792	▲ 435
99,700	235
29,000	▲ 68
7,000	▲ 16
14,000	▲ 33
20,637	▲ 48
21,009	▲ 49
2,884,281	6,778
99.8%	12
81,481	
6,790	6,790

弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	N	見直し前の人数	35,384
------------------------------	---	---------	--------

見直し後の人数	35,469
---------	--------

追加資料 (No.5の補足) 2枚目